

日本フードシステム学会学会誌賞審査規程

- 第1条 この規定は、日本フードシステム学会賞規定第2条に基づき、学会誌賞選考委員会（以下、選考委員会）の構成並びに学会誌賞の授賞者の選定について必要な事項を定める。
- 第2条 会長は選考委員会委員（以下、選考委員）として、正会員6名以内を委嘱する。選考委員会委員長（以下、選考委員長）は選考委員の互選により決定する。但し、選考の対象となる論文の執筆者は選考委員には含めない。
- 第3条 選考委員の任期は表彰を行う年度の前年度の4月から6月末日までの3ヶ月間とする。
- 第4条 選考委員会は、原則として5月に開催する。
- 第5条 選考の対象となる業績は、表彰を行う年度の前年度の『フードシステム研究』第1号から第4号までに掲載された「投稿論文」（共著論文も含む）とする。
- 第6条 選考委員会は、選考の対象となる論文に特に優れた研究業績と認められるものがある場合、原則として1本を授賞候補として選定する。但し、共著論文が授賞の対象となる場合は、授賞対象の人数は1名と数える。
- 第7条 選考委員長は、選考結果について理由を付して文書にて速やかに会長に報告しなければならない。
- 第8条 会長は、選考委員会の選考結果に基づき、常任理事会の議を経た後、理事会に諮り、授賞者を決定する。
- 第9条 学会誌賞に関する事務は、学会誌編集委員会事務局が担当する。
- 第10条 本審査規程の改正は、常任理事会の議を経て理事会で決定し総会で報告する。
- 付 則 本規定は2015年5月30日から施行する。